

J R小浜線回数乗車券購入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、J R小浜線の回数乗車券を購入した者に助成金を交付して、J R小浜線の利用促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この助成金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者とする。

(対象経費)

第3条 この助成金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、J R小浜線の区間（敦賀駅から東舞鶴駅まで）に係る回数乗車券の購入金額とする。ただし、J R小浜線の区間を越えるものにあつては、その区間に含まれるJ R小浜線の区間の回数乗車券とみなし、当該区間の回数乗車券の販売金額とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象経費に100分の10を乗じて得た額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、回数乗車券1組について1,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者がおぼませんサポーターの資格を有する場合の助成金の額は、対象経費に100分の12を乗じて得た額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、回数乗車券1組について1,000円を限度とする。

(交付申請等)

第5条 助成金の交付を申請および請求しようとする者（以下「申請者」という。）は、回数乗車券購入助成申請書兼請求書（別記様式）（以下「申請書」という。）に、購入した駅での領収書または回数乗車券購入証明書を添付し、市長に申請しなければならない。

2 申請および請求は、購入した日の属する年度内に行わなければならない。

3 市税に滞納がある者は、この助成金を申請および請求することができない。

(助成金の支払)

第6条 市長は、前条による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者の指定する金融機関に口座振替により助成金を交付するものとする。

2 市長は、当該月の初日から末日までに提出された申請書を、翌月末までに支払うものとする。

(助成金の返還等)

第7条 市長は、申請および請求に虚偽または不正があつたときは、申請者に対し助成金の交付を取り消し、既に当該助成金を交付したものについては、その全部を返還させるものとする。

2 前項の規定により返還を命じられた者は、直ちに助成金を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年9月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあったものについて適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。